

## 昭和五十三年通商産業省令第七十号

(鉱山保安法施行規則の適用)

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する

大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実

施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開

発に関する特別措置法の施行に伴う鉱山保

安法に基づく省令の適用の特別措置等に關

する省令

鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)及び

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚

の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油

及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置

法(昭和五十三年法律第八十一号)の規定に基づ

き、並びにこれらの法律を実施するため、日本国

と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部

の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可

燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法の施

行に伴う鉱山保安法に基づく省令の適用の特別措

置等に關する省令を次のように制定する。

(鉱山統括事務所)

第一条 日本国と大韓民国との間の両国に隣接す

る大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施

に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関

する特別措置法第四十八条の規定により読み替

えて適用する鉱山保安法第四十二条に規定する

省令で定める場所は、鉱山統括事務所(鉱山に

おいて鉱業の実施を統括管理するために陸上に

設置された事務所をいう。以下同じ。)とする。

日本国と大韓民国との間の両国に隣接する

大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に

伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関す

る特別措置法第三十五条第一項に規定する操業

管理者たる特定鉱業権者(以下「操業管理者」

と定める。)は、鉱山統括事務

所の設置後、遅滞なく、様式第一号により、そ

の所在地を産業保安監督部長に届け出なければ

ならない。

(鉱山保安代理人)

第二条 操業管理者たる特定鉱業権者は、鉱山保

安法及びこれに基づく省令の規定により操業管

理者たる特定鉱業権者が行うべき手続その他の

行為を委任するため、委任の範囲を明らかにし

て鉱山保安代理人を選任することができる。

操業管理者たる特定鉱業権者は、鉱山保安代

理人を選任し、若しくはその委任の範囲を変更

し、又は鉱山保安代理人の代理権が消滅したと

きは、様式第二号若しくは第三号又は第四号に

より、産業保安監督部長にその旨を届け出なけ

ればならない。

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年六月一八日通商産業省

省令第六六号)

この省令は、平成十年七月一日から施行す

る。

附 則 (平成一四年一月二九日通商産業

省令第一三号)

この省令は、平成十四年一月三十一日から施

行する。ただし、第六条の次に一条を加える改

正規定(第七条第四項第二号に係る部分に限

る。)は、平成十四年三月一日から施行する。

附 則 (平成一五年三月三一日経済産業省令第四三号)抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年三月一一日経済産業省令第二号)

この省令は、平成十七年四月一日から施行す

る。

附 則 (平成二四年一月一二日経済産業省令第二号)

この省令は、鉱業法の一部を改正する等の法

律の施行の日(平成二十四年一月二十一日)か

ら施行する。

附 則 (平成二二年一二月二八日経済産業省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年一二月二八日経済産業省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年一二月二八日経済産業省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。